

# 《住民税のあらまし》

## ★所得の種類と所得金額の計算方法(総合課税)

住民税所得割の税額計算の基礎となるのは所得金額です。なお、住民税は前年中の所得を基にして計算されます。  
(例：令和8年度＝令和7年中の所得)

所得の種類		所得金額の計算方法
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	＝総収入金額－必要経費
不動産所得	地代、家賃など	＝総収入金額－必要経費
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	＝収入金額
配当所得	株式や出資の配当など	＝収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
給与所得	サラリーマンの給料・賞与など	＝収入金額－給与所得控除
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	＝次のaとbの合計額 a. 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 b. aを除く雑所得の総収入金額－必要経費
譲渡所得(総合課税)	土地、建物、有価証券などの財産以外を売った場合に生じる所得	＝総収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額
一時所得	賞金、生命保険等の満期返戻金など	＝総収入金額－その収入に係る支出額－特別控除額(50万円) <small>50万円以下の場合はその残額</small> ※総所得金額に算入する金額＝一時所得の金額×1/2

※土地、建物、有価証券などの譲渡等による分離課税対象となる所得がある場合は税務署へお問い合わせください。

## ★非課税所得

遺族・障害年金、傷病手当、老齢福祉年金、労災、雇用保険の失業給付、損害賠償金、慰謝料、児童扶養手当など

## ○給与所得の求め方

\*給与所得の所得額計算式 (単位：円)

給与収入の合計額：A	給与所得の金額	
651,000未満	0	
651,000～1,899,999	A－650,000	
1,900,000～3,599,999	A÷4＝B	B×2.8－80,000
3,600,000～6,599,999	<small>(千円未満切り捨て)</small>	B×3.2－440,000
6,600,000～8,499,999	A×0.9－1,100,000	
8,500,000以上	A－1,950,000	

※令和7年度税制改正において、給与等の収入金額が190万円以下の方の最低保証控除額が55万円から65万円に引き上げられました。

## ○公的年金等雑所得の求め方

\*公的年金等雑所得計算式 (単位：円)

受給者の年齢	公的年金等の収入金額：A	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 <small>(昭和36年1月1日以前生まれ)</small>	3,300,000未満	A－1,100,000	A－1,000,000	A－900,000
	3,300,000～4,099,999	A×75%－275,000	A×75%－175,000	A×75%－75,000
	4,100,000～7,699,999	A×85%－685,000	A×85%－585,000	A×85%－485,000
	7,700,000～9,999,999	A×95%－1,455,000	A×95%－1,355,000	A×95%－1,255,000
	10,000,000以上	A－1,955,000	A－1,855,000	A－1,755,000
65歳未満 <small>(昭和36年1月2日以降生まれ)</small>	1,300,000未満	A－600,000	A－500,000	A－400,000
	1,300,000～4,099,999	A×75%－275,000	A×75%－175,000	A×75%－75,000
	4,100,000～7,699,999	A×85%－685,000	A×85%－585,000	A×85%－485,000
	7,700,000～9,999,999	A×95%－1,455,000	A×95%－1,355,000	A×95%－1,255,000
	10,000,000以上	A－1,955,000	A－1,855,000	A－1,755,000

## 所得金額調整控除について

次の(1)及び(2)に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。(1)と(2)の両方に該当する場合、(1)の控除後の給与所得金額から(2)を控除します。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合

- ①本人が特別障害者に該当する
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額＝(※給与等の収入金額－850万円)×10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円とします。

(2)給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝(※給与所得＋※公的年金等雑所得)－10万円 ※それぞれ10万円を超える場合は10万円とします。

詳しくは 日出町役場税務課住民税係 へお問い合わせください。

電話 0977-73-3123

## ○所得控除

納税者の個々の事情を考慮してその実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことができるものです。

所得の種類	控除額			
雑損控除	次のいずれか多い金額 a. (損失の金額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) b. (災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5万円			
医療費控除	A＝(支払った医療費－保険等により補てんされた額) B＝(総所得金額等×5/100)または10万円のいずれか低い額 A－B＝控除額(200万円を限度)			
社会保険料控除	健康保険、国民年金、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払った額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った額			
生命保険料控除	一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額について、次の表のとおり計算します。(合計控除限度額は7万円)			
	新制度適用契約分		旧制度適用契約分	
	支払保険料：A	控除額	支払保険料：A	住民税
	～12,000	全額	～15,000	全額
	12,001～32,000	A×0.5+6,000	15,001～40,000	A×0.5+7,500
32,001～56,000	A×0.25+14,000	40,001～70,000	A×0.25+17,500	
56,001～	28,000	70,001～	35,000	
地震保険料控除	地震保険料と、旧長期の損害保険料の支払額をそれぞれ下表の式にあてはめ算出した控除額の合計額が、地震保険料控除額になります。(2万5千円を限度)			
	支払保険料：A		住民税	
	地震	～50,000	A×0.5	
		50,001～	25,000	
	旧長期	～5,000	全額	
5,001～15,000		A×0.5+2,500		
15,001～	10,000			
障害者控除	1人につき26万円(特別障害者については30万円) 特別障害者と同居の場合は53万円			
寡婦、ひとり親控除	寡婦26万円、ひとり親30万円(別表①のとおり)			
勤労学生控除	26万円			
配偶者控除	a. 一般の配偶者：33万円 b. 老人(70歳以上)の配偶者：38万円			
配偶者特別控除	別表②のとおり			
扶養控除	a. 一般の扶養親族：33万円(16歳～69歳) b. 特定の扶養親族：45万円(19歳～22歳) c. 老人(70歳以上)の扶養親族：38万円(同居の場合は45万円)			
特定親族特別控除	別表③のとおり			
基礎控除	別表④のとおり			

### 【別表①】寡婦・ひとり親要件表

区分	原因	扶養要件	合計所得
寡婦	死別・生死不明	無	500万円以下
	離婚	有	
ひとり親	死別・離婚・生死不明	有(子)	
未婚のひとり親	住民票に未届の妻・夫等の記載がないこと	有(子)	

### 【別表④】基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

### 【別表②】配偶者特別控除表 ※扶養する方の合計所得金額が900万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
580,001～1,000,000	33万円	1,200,001～1,250,000	11万円
1,000,001～1,050,000	31万円	1,250,001～1,300,000	6万円
1,050,001～1,100,000	26万円	1,300,001～1,330,000	3万円
1,100,001～1,150,000	21万円	1,330,001以上	0円
1,150,001～1,200,000	16万円		

※令和7年度税制改正において、下記の変更等がありました。

- 特定親族特別控除の創設【別表③】
- 各種扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件の引き上げ

### 【別表③】特定親族特別控除表 ※年齢19歳以上23歳未満の特定親族

特定親族の合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)	控除額
58万円超95万円以下(123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下(160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下(185万円超188万円以下)	3万円

### ★各種扶養控除等が適用となる所得要件

扶養親族等の区分	所得要件
同一生計配偶者	58万円
扶養親族	
ひとり親の生計を一にする子	
雑損控除の適用を認められる親族	85万円
勤労学生	
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下